



沖縄県知事選挙2026： ファクトチェック・レポート

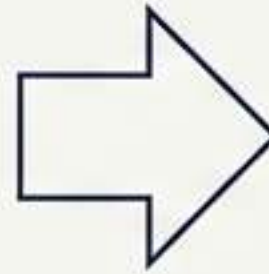
公職選挙法と客観的証拠に基づく、5つの違反疑惑の検証

感情や偏向報道を排除し、「証拠と法律」のフィルターを通して現状を診断する。

排除すべきもの (The Noise)



- テレビや新聞の偏向報道
- SNS上の不確かな噂
- 陣営のポジショントーク



依拠するもの (The Signal)



- 公職選挙法 (e-Gov法令検索)
- 選挙管理委員会の記録
- 映像・写真証拠

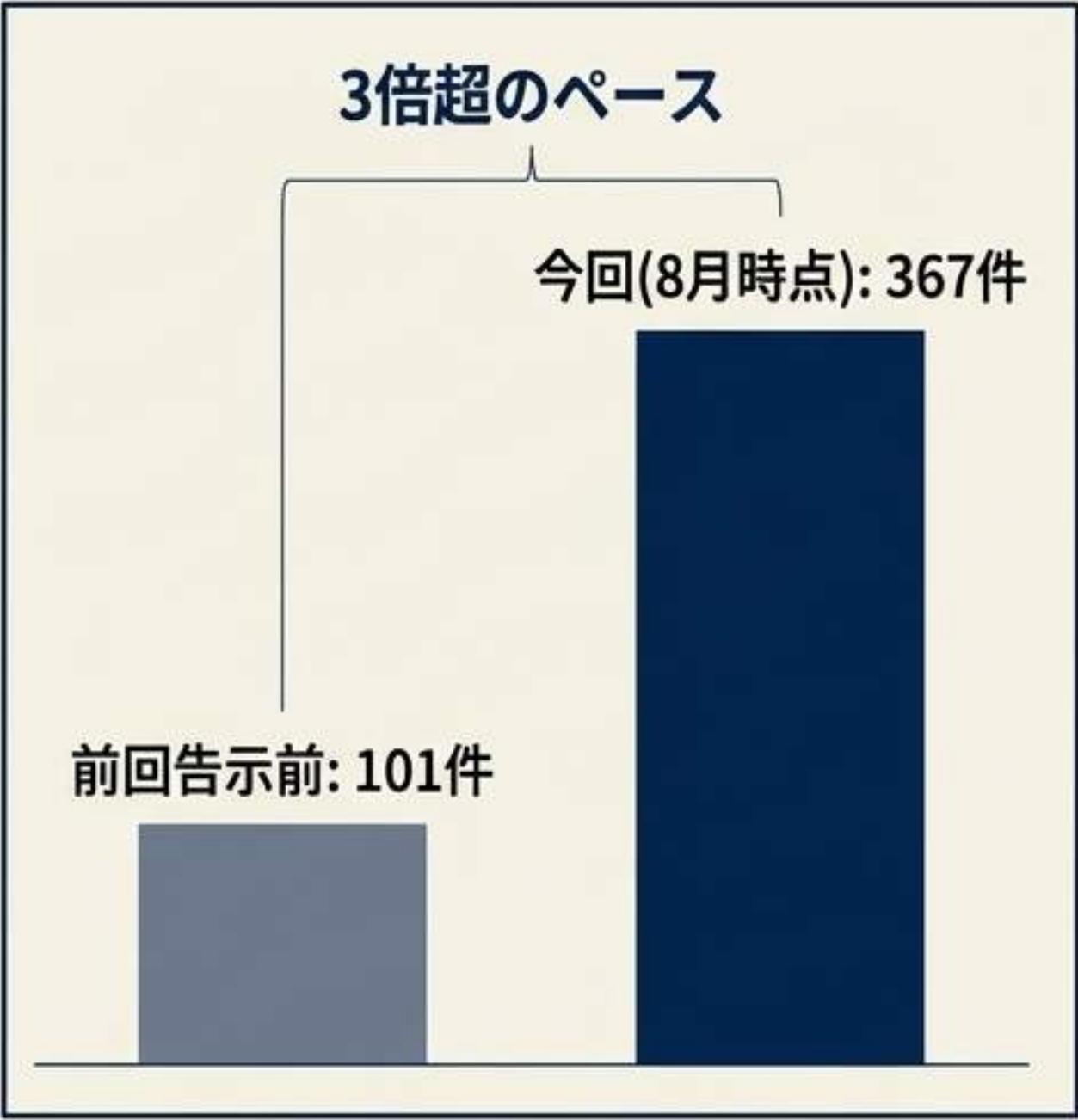
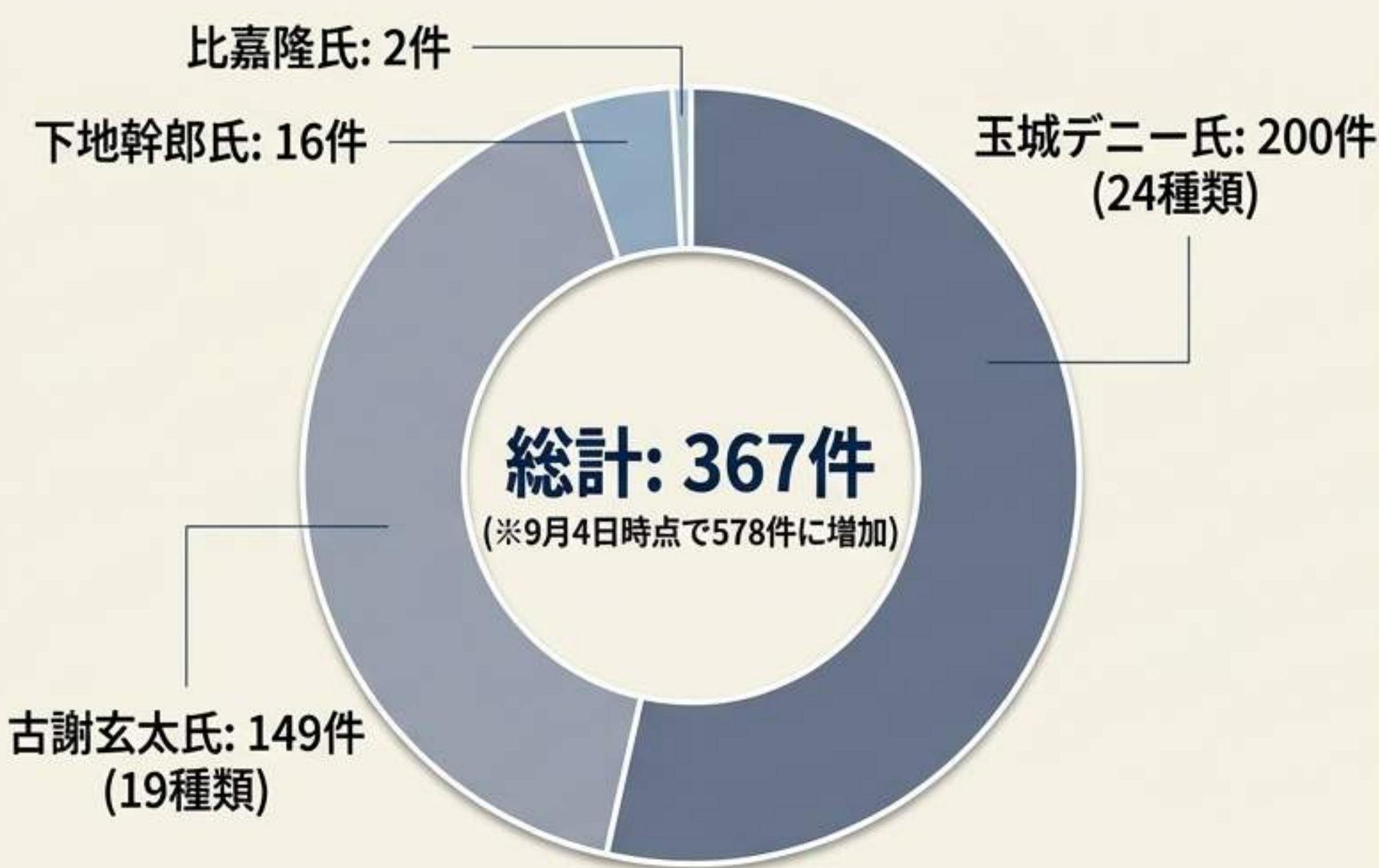
ルール（法律）を守らない者が、約束（公約）を守るのか？

選挙違反疑惑・悪質度マトリクス (Top 5)

※悪質度は「逮捕されたか」ではなく、規模、条文の明確さ、公式判断の有無で評価。

行為	対象陣営	根拠条文	証拠の強さ	ステータス
1位: 氏名入りポスター・のぼりの大量掲示	各陣営	143条, 201条	選管の撤去命令	[行政違反確定]
2位: 歩きながらの街頭演説	玉城陣営	164条の5, 140条	映像記録	[法抵触濃厚]
3位: 告示前の「3万票を取るため電話を」	玉城陣営	129条	本人の認容・音声	[法抵触濃厚]
4位: 大型政策ボードでのスタンディング	玉城陣営	142条, 143条	写真記録	[グレー・監視対象]
5位: 集会の廉価飲食・景品Tシャツ	古謝陣営	199条の2	告発と反論が対立	[証拠不十分・保留]

Case File #1: 圧倒的な数の事実（氏名入りポスター・のぼり）



片方だけを叩く話ではない。両陣営ともに違反件数を積んでいるという事実。

なぜ違反なのか？（事前運動と掲示物の規制）

2026年3月29日（任期満了の6ヶ月前）
—— ここから氏名表示が厳格に規制される

2026年8月27日（告示日）
—— 選挙運動期間の開始

[NG: 撤去命令の対象]

- 道路や私有地ののぼり旗
- 立候補予定者の氏名が入った政治活動用ポスター

[OK: 例外として許可]

- 告示後の法定ビラ
- 法定ポスター掲示場に貼るもの

Case File #2: 街頭演説の「型」を満たしているか？（歩き演説）

[映像記録あり]

[合法 - OK]



演説者がその場にとどまり、
選管交付の標旗を掲げる。

[違法濃厚 - NG]



移動しながらマイクで演説。タスキを着けて隊列
で歩く（第140条「氣勢を張る行為」への抵触）。

Legal Insight: 警察が動かないことと、条文の型を満たしているかは別問題である。

Case File #3: 政治活動と選挙運動の境界線（事前運動）

日時: 2026年8月22日（告示の5日前）
根拠法: 第129条（選挙運動は告示日から投票日前日までに限る）

「告示日までに電話をかけて選挙に入る
準備の声掛けをしてほしい」

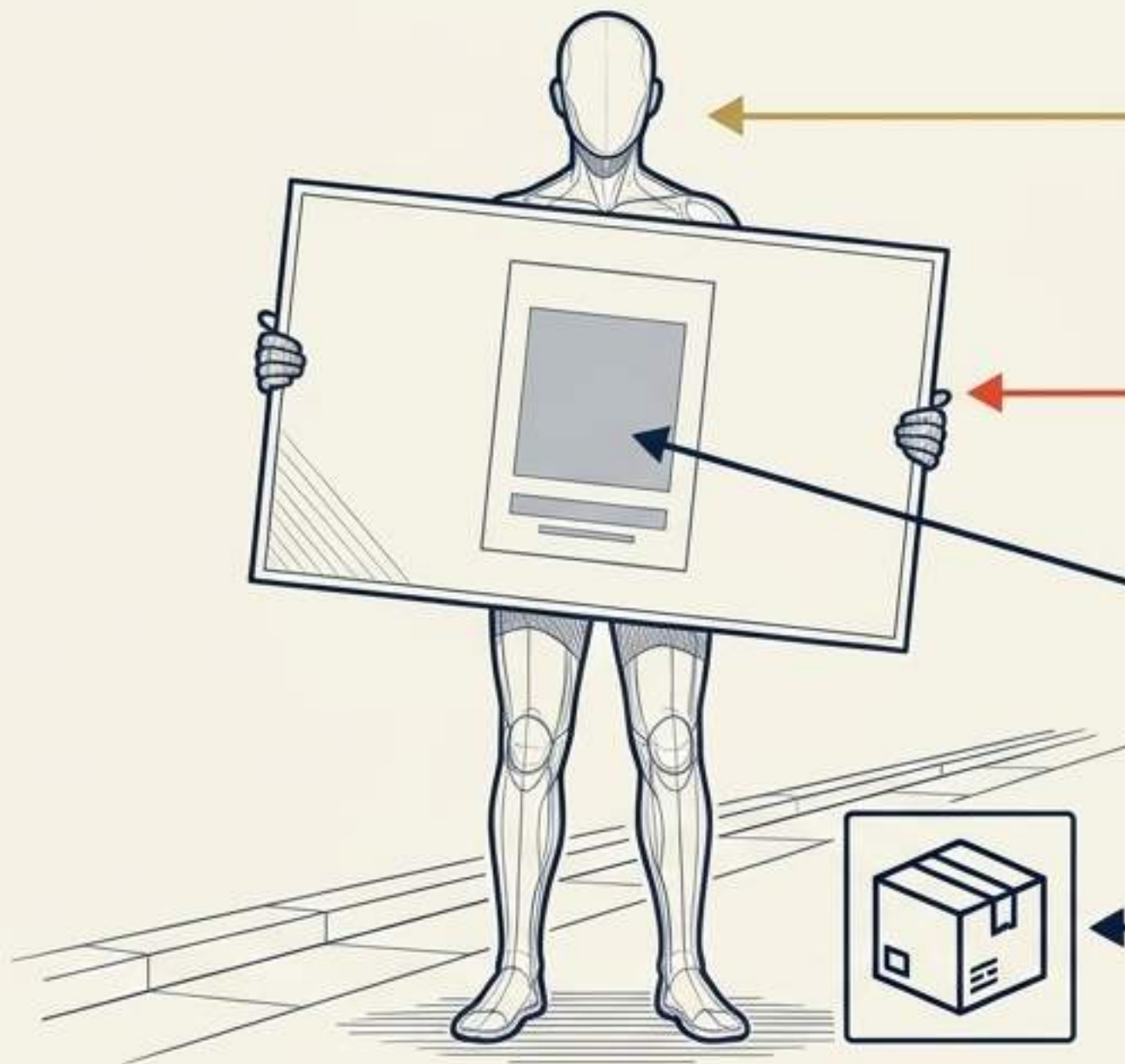
[グレーゾーン：政治活動・準備の範囲内とも取れる]

「3万票を取るため」

[アウト濃厚：明確に得票を目的としており、
事前運動に該当する可能性が極めて高い]

Follow-up Fact: 翌日、本人が「勢いによって出てしまった」と発言を認容。

Case File #4: 文書規制の迂回（大型政策ボード）



【持つ人】

「個人のボランティア」に見える
（一見すると自由な意思表示）。

【ボードのサイズ】

規定外の大型プラスター（第143条違反の疑い）。

【記載内容】

候補者名が記載されている。

【供給元】

陣営のボランティアセンターが製作・配布
（「ぜひ取りにきてお使いください」というSNS記録）。

Mechanism: 個人の活動を装っても、陣営が用意した法定外文書を路上で掲示させれば、
実質的な脱法行為（のぼり旗と同じ構造）となる。

Case File #5: 「疑惑」と「確定」 の切り離し (1000円集会)



告発側の主張 (赤旗・教授)

- ・ 主張: ホテル通常プラン(2420円)と会費(1000円)の差額 + クイズ景品(Tシャツ) = 第199条の2違反 (寄附行為)。
- ・ ステータス: 県警へ告発状提出。

ステータス

陣営側の反論 (古謝陣営)

- ・ 主張: 1650円コースを短縮し、会場側と1000円で合意。実費徴収であり差額補填はしていない。
- ・ ステータス: ホテルのメニューと実際の契約は別物と反論。

ステータス

**【判断保留】 契約書・領収書・金の流れが未確定。
片方だけを犯罪確定のように扱うのは客観性を欠く。**

【誤解の払拭】「検挙ゼロ＝合法」ではない

Route A [行政ルート：選挙管理委員会]

パトロール

違反確認

【撤去命令・警告】

結論：

この時点で行政上の
ルール違反は確定して
いる

Route B [刑事ルート：警察]

証拠精査（領収
書や通話記録）

捜査

【検挙・逮捕】

結論：

立件には時間がかかり、
動かないこともある

**警察が動かない選挙活動であっても、選管が命じた
時点でルール違反という事実は動かない。**

選挙違反に「含まれない」もの

思想的主張・政策批判の領域

- 「政府が戦争を計画している」
- 「中国工作員認定」
- 「首里城募金の着服疑惑」

これらは過激であっても、言論の自由や名誉毀損の問題。

公選法違反の領域

- 事前運動
- 買収
- 法定外文書の掲示
- 寄附

**警告：政策批判と違反認定を混ぜると、ルールの輪郭がぼやける。
混ぜて得をするのは発信側だけであり、記録としてはノイズになる。**

結論：事実の記録と、投票所での審判

- ・ 現在手元の証拠（映像、選管の記録、公選法）で語れるのは、今回提示した5類型まで。
- ・ 2026/09/10以降の新たな発覚によって、この記録は変化しうる。
- ・ メディアのフィルターを通さず、自らの目で証拠を確認し続けることが重要。

**熱い意見は投票所で出せばいい。
ルールの話は冷たく数えよう。**